

## ◆特集「家族の約束が、家族を守る」政府広報オンラインについてのご紹介

政府広報オンラインは、内閣府大臣官房政府広報室が運営する「国の行政情報に関するポータルサイト」です。このポータルサイトでは高齢者の被害を防ぐポイントや、最新の手口等について紹介しています。

### 詐欺から守ってくれたのは、家族の約束でした

「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」「架空請求」など、高齢者をねらった手口はますます巧妙になっています。被害に遭わないためにも、突然の不審な電話にもあわてず対処できるように、あらかじめ家族や周りの人たちと約束を決めましょう。（政府広報オンラインから転載）

皆さんもぜひ、ご覧ください。

[あなたの暮らしをわかりやすく 政府広報オンライン](https://www.gov-online.go.jp/index.html)

【ホームページ】 <https://www.gov-online.go.jp/index.html>



## ◆美容医療でクーリング・オフが可能なケースも！

—特定商取引法に美容医療のルールが加わりました—

美容医療サービスとは主に脱毛、にきび・しみ・ほくろ等の除去、肌のしわやたるみの軽減、脂肪の溶解、歯の漂泊などのことで、契約期間が1カ月を超え、かつ金額が5万円を超える美容医療サービスが特定商取引法の対象になり、消費者はクーリング・オフ(8日間)や中途解約をすることができます。

トラブルにあわないためにも、[消費者庁ホームページ「美容医療を受ける前に確認したい事項と相談窓口について」](#)のページをご覧ください。

また、契約でお困りの場合は、大阪市消費者センターへご相談ください。

## ◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)



消費生活相談窓口

● [消費生活相談専用電話：6614-0999](tel:6614-0999)

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります  
大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日10時～17時、12/29～1/3を除く



メインキャラクター  
エルちゃん